

◆十番(今井光子) (登壇) 私は日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長、そして教育長に一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回の知事選挙で、日本共産党は前回に続き沢田博知事候補を擁立し、暮らし応援の県政に変えるために全力を尽くします。多くの県民の皆様の絶大なるご支援を期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、憲法の平和原則について、知事に質問いたします。

日本国憲法の恒久平和の原則を県の行政に生かすことは、知事の重要な任務です。憲法九条を焦点とした改憲論の危険な動きが強まっています。小泉総理は、二〇〇五年の十一月をめどに自民党の憲法改正案を取りまとめるように指示をいたしました。日本共産党と社民党以外の主な政党が改憲の方針を打ち出し、国会では、憲法を踏みにじりイラク派兵法などの相次ぐ海外派兵法が強行され、自衛隊派兵が拡大をされてきました。

これまで政府は、海外の自衛隊の活動については、武力行使と一体にならない支援は許されると言ってきましたが、いまだに戦火が続くイラクへの派兵計画を強行させることは不可能になってきました。アメリカのアーミテージ・リポートで、集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約していると述べたことが、海外派兵法の強行と改憲論の起爆剤になっています。アメリカの戦争に日本に協力させるために憲法九条を取り除き、歯どめのない海外派兵に道を開くことが最大のねらいです。この動きは、国連憲章に基づく平和の国際秩序を求める世界の動きに真っ向から対立するものです。改憲論は国民が望んだものではありません。日本国憲法は、二つの世界大戦の反省から、二度と戦争をしないことを決めました。憲法九条を守ることは、日本の恒久平和を保障するだけでなく、憲法九条を持つ国として世界の平和に貢献することができます。私は、この憲法こそ、二十一世紀に日本が世界に誇るものであると思います。知事のご所見をお伺いしたいと思います。

◎知事(柿本善也) (登壇) 十番今井議員のご質問にお答えいたします。

第一点は、憲法の平和原則について、恒久平和の意義等についての立場からのご質問でございます。

平和ということでございますので、国際平和の実現というのは地球上のすべての人々の共通の願いでございますし、国土の荒廃や国民の被害というものを思うと戦争ほど悲惨なものはないと、こういうことはどなたも認識しておられると思います。しかし、残念ながら、今でも地球上でさまざまな理由から戦火が絶えないというのも現実でございます。このような紛争は、平和的に解決して戦争を回避するという努力を重ねることは大切であります。そのためにはお互いの信頼とかそういうものを拡充していくことが必要であると思われるわけでございます。

憲法九条をご指摘いただきましたが、これまで果たしてきた役割がございまして、同時に今日また、日本の国際貢献のあり方とも関連して、諸般の憲法改正の論議が行われているところでございます。しかし、私は奈良県というところで仕事をさせていただいております。奈良県という地方公共団体の立場からできることを申し上げますと、やはり「国際文化観光・平和県」ということを宣言した奈良県でございますので、その奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後ともさまざまな分野で世界の人々と交流や相互理解を深めることが重要と考えておりました。こういった分野で世界平和の実現のために寄与してまいりたいと、さように考えております。

◆十番（今井光子） 答えをいただいたわけですがけれども、憲法九条は、知事はこれでいいと思っているのか、見直す時期かなと思っているのか、そのこの点がちょっとお答えいただかなかったように思いますので、お聞かせいただきたいと思っております。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えします。

まず、憲法九条についてということですが、何を私に聞かれたのかわかりませんが、憲法九条の存在意義はあると申し上げたので、私は十分お答えしたつもりでございますが、それ以上のことを県知事としてお答えすべきかどうか。個人的にどこかでお話を聞きましょうというのなら何ほどもお話ししますが、県知事として憲法九条についてどう思うかというのを私がお答えしたとしたら、どういう話になるかということもお考えいただいて、先ほどの答えでご理解いただき

たいと思います。